

第2回 倫理委員会 有識者懇談会 議事要旨 (2021年11月2日)

I 日時：

2021年11月2日(火) 16:00~17:00

II 場所：

オンライン会議 (一部参加者は日本公認会計士協会より参加)

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、井上隆、梅津光弘、遠藤元一、大野和人、佐藤淑子、前原康宏、
弥永真生、西山香織(オブザーバー)

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦(会長)、小倉加奈子(副会長)、西田俊之(常務理事)、樋口誠之(副委員長)、
山田雅弘(副委員長)

IV 議事要旨：

ディスカッションポイント：セクション360「違法行為への対応」等の見直し

IESBA 倫理規程において定められている違法行為等発見時の規制当局に対する任意の報告の検討等について、守秘義務に関する従来の考え方に関連して、現行の倫理規則等に導入していない規定が存在する。これに関し、以下の点について議論を行った。

- IESBA 倫理規程のセクション360等における未導入の規定のうち、財務諸表監査業務に従事する会員に関連する特定の規定について、改正倫理規則に反映することとしたいが、いかがか。
- 監査人予定者が監査受嘱前に法令違反等事実に対応する事実を認識した場合における、規制当局に対する任意の報告の検討に関する規定を、改正倫理規則において定めることとしたいが、いかがか。

【主なご意見及びご質問に対する回答】

- 改正案第360.21 A1項では、監査人が違法行為又はその疑いに気づいた場合の追加的な対応策の例示の一つとして、契約解除が挙げられているが、まず、できる限り企業に是正を求め、その状況に応じた監査意見を検討していくことが基本的な対応であるべきと考える。

- 監査人予定者による規制当局に対する任意の報告の検討（第 360.26 A1 JP 項）に関して、「金融商品取引法第 193 条の 3 の直接の適用を受けない」が、「公正で秩序ある資本市場に対する重大な影響を防止するために必要があると認めるとき」とされており、金融商品取引法監査のみを想定しているように見受けられる。例えば、学校法人や社会福祉法人等に対する監査においても、監査人予定者が、不正な財務報告に関する法令違反等事実を発見する可能性も考えられるが、金融商品取引法監査に限定する趣旨か。

（ご質問に対する回答）

- 監査人予定者による規制当局に対する任意の報告の検討については、公正で秩序ある資本市場に対する重大な影響を考え金融商品取引法監査を想定して、規定への落とし込みを行った。
- 規制当局に対する任意の報告に関する新たな考え方において、「公共の利益と依頼人等の不利益との比較衡量を考慮」した上で規制当局に対する報告を検討することになっているが、第一義的には「公共の利益」を優先すべきであり、これを害さない範囲で依頼人等の不利益を考慮することが倫理的に本来の姿である。
- まず依頼人と協議して是正を求め、それでも改善がなされない場合の最後の手段として、守秘義務を解除する正当な理由に基づき規制当局に対して報告を検討することになっており、妥当な手続と考える。ただし、これまで公共の利益や正義の観点から守秘義務を解除して内部告発した場合に、告発者が社会から非常に冷たい扱いを受けてきたこともあり、会員にとっても死活問題となることも考えられるため、会員と幅広く十分な議論を行うことが適切である。
- 規制当局に対する任意の報告に関する従来の考え方において、金融商品取引法第 193 条の 3 以外の任意の報告が、公認会計士法上の守秘義務が解除される正当な理由に該当するかどうかは状況次第であるという考え方は非常に狭い杓子定規な解釈であり、今後、公認会計士法第 27 条の守秘義務を狭く考えすぎることは適切ではない。少なくとも上場企業の監査に関しては、公認会計士法第 27 条の守秘義務は、公認会計士法第 1 条及び金融商品取引法第 193 条の 2 等を踏まえて、幅広く考えるべきである。資本市場に対するゲートキーパーとしての役割を果たすことを改めて認識していただきたい。
- 公共の利益と依頼人等の不利益との比較衡量を踏まえ、守秘義務の正当な理由に該当するかどうかを判断する際に、法律専門家等の適切な者に助言を求めるとかは、資本市場に対して責任を果たす会員自らが決めることである。仮にそれを法律専門家等に相談した場合、保守的な助言を受けることが想定されるため、会員による報告が結

果として行われなかったことが想定されることから、例えば、法律専門家等の助言の代わりに、セーフハーバーを設けることも考えられる。

- 規制当局に対する任意の報告に関する考え方の変更に当たって、関連する法令の改正等は想定されるのか。また、監査人予定者における守秘義務の解除の正当な理由は、現任の監査人が規制当局に対して報告する場合の守秘義務の解除の正当な理由と同義と考えてよいか。

(ご質問に対する回答)

- ▶ 現行倫理規則では、正当な理由に該当する要件として三つの軸があり、一つは法令の要求に基づく場合、二つ目が法令で許容されており依頼人等から了解が得られている場合、最後は法令で禁止されておらず職業上の義務又は権利がある場合、となっている。金融商品取引法第193条の3は「法令の要求に基づく場合」に該当する。一方、監査人予定者による報告はこれに該当しないが、倫理規則においては、正当な理由に該当すると判断される場合に認められると規定している。根拠となるルートは異なるものの、基本的には同様の規定としている。法令の改正によらず考え方を整理することで対応できると考えている。
- 本規定を倫理規則に導入することに賛成であり、公共の利益を重視し、それを踏まえて規定を運用することにも賛同する。一方、監査人予定者に関して、前任監査人との協議の有無を問わず、規制当局への報告を検討する前に経営者・監査役等に是正を促すプロセスを含めているが、実務上、経営者・監査役等による是正が適切に実施されるか懸念を感じる。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上